

世田谷区特定施設入居者生活介護事業所の設置に係る事前相談事務取扱要綱

平成 23 年 6 月 1 日

23 世高福第 268 号

改正

平成 26 年 4 月 1 日 26 世高福第 119 号 令和 6 年 1 月 17 日 5 世高福第 984 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内において特定施設入居者生活介護事業所を設置及び運営しようとする事業者（以下「事業者」という。）が東京都の特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領（平成 18 年 9 月 8 日 18 福保高在 第 316 号。以下「都要領」という。）の規定による事前相談（以下「都事前相談」という。）の前に行う区との事前相談（以下「区事前相談」という。）に係る手続を定め、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 14 年 10 月 9 日 14 福高施 第 611 号。以下「指導指針」という。）及び区が定める事項の適合状況を確認し、もって適切な介護基盤の整備及びより質の高いサービス提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における特定施設入居者生活介護事業所とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項の特定施設入居者生活介護又は同法第 8 条の 2 第 11 項の介護予防特定施設入居者生活介護に係る事業者指定を受けて開設する事業所（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 15 条第 1 号の養護老人ホーム及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 26 項の介護療養型医療施設を除く。）をいう。

(区事前相談)

第 3 条 区長は、事業者に、都事前相談の前に、区事前相談を行わせるものとする。

2 区長は、区事前相談の受付期間、受付方法等については別に定めるものとする。

3 区長は、事業者との区事前相談に際して、事業者に、別に定める関係書類を添付した世田谷区特定施設入居者生活介護事業所設置事前相談計画書（第 1 号様式。以下「区事前相談計画書」という。）を提出させなければならない。

4 区長は、区事前相談計画書に記載されている事業計画（以下「事業計画」という。）における事業所の定員数が、都の高齢者保健福祉計画において設定さ

れる区を含む老人福祉圏域（区西南部圏域である目黒区、渋谷区及び世田谷区の存する区域をいう。）における整備可能定員数を超えることが見込まれる場合は、区事前相談を行わないことができる。

- 5 区長は、第1項の規定による区事前相談がなされていない場合は、事業者に対し、区事前相談計画書等を提出し区事前相談を開始するよう求めることができる。
- 6 区長は、必要があると認めるときは、事業者に対し事業計画の内容及び事業所開設後の運営について、調査協力又は報告を求めることができる。
- 7 区長は、区事前相談を行った事業者が、第3項に規定する区事前相談計画書又はその関係書類に記載した事項を変更しようとするときは、当該変更しようとする事項が分かる書類を添付させた世田谷区特定施設入居者生活介護事業所設置事前相談変更報告書（第2号様式）を提出させるものとする。ただし、当該変更しようとする事項が軽微である場合は、この限りでない。

（都への回答）

第4条 区長は、前条第1項の規定による区事前相談があった際には、区事前相談の状況について、都要領の規定による事前相談状況についての回答（以下「都への回答」という。）を行う。

- 2 区長は、都への回答にあたり、より質の高いサービスの提供の確保のため、次条各号、第6条各号及び第7条各号に掲げる事項への適合状況等を確認し、回答するものとする。
- 3 区長は、次条各号に掲げる事項をすべて満たす事業計画については、都への回答において、都の指定を認める旨の意見を回答するものとする。
- 4 区長は、第6条各号に掲げる事項については、事業計画の適合状況を踏まえ、都への回答において、都の指定を認める又は認めない旨の意見を回答するものとする。
- 5 区長は、第7条各号に掲げる事項については、都への回答において、事業計画の適合状況を意見に反映するものとする。
- 6 区長は、事業者が前条第5項の求めに応じない場合は、都への回答において、区事前相談が終了していない旨を回答するものとする。

（基本的事項）

第5条 区長は、都への回答にあたっては、事業計画における基本的事項として次の事項を確認する。

- （1）入居者の定員は、100名以内とすること。
- （2）計画地については、以下のとおりとすること。

ア 区内の整備状況等を考慮のうえ、市場調査等により、地域住民の利用

ニーズが見込まれる地域であること。

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号の規定により開発行為が禁止されている区域を含まないこと。

(3) 計画地が世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップの浸水想定区域又は世田谷区土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域に該当する場合は、当該区域内であることを踏まえた災害対策を講じるとともに、定期的な避難訓練の実施、対策内容の評価・改善等、利用者の安全確保及び適切な避難行動のため最善を尽くすこと。

(4) 事業所開設までの諸工程、スケジュールの実現性が高く具体的に計画されたものであること。

(5) 事業者が運営する事業所（特定施設入居者生活介護以外も含む。）において、過去 5 年間、以下の処分を受けていないこと。

ア 介護保険法における指定若しくは許可の取り消し若しくは全部効力の停止又は要介護者及び要支援者の人格尊重若しくは介護保険法に基づく命令遵守の義務への違反による一部効力の停止

イ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 19 条第 1 項の規定による事業の停止若しくは廃止の命令若しくは認可の取り消し又は同法第 29 条 16 項による事業の制限若しくは停止の命令

ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 72 条の規定による事業の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取り消し

(6) 事業者は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続をしている法人でないこと。

(7) 事業者は、法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

（要請事項）

第 6 条 区長は、都への回答にあたっては、事業計画に対する要請事項として次の事項を確認する。

(1) 区民の多様なニーズに対応した住まいとして、又は介護の必要性が高い方へのサービス提供のため、次の事項について提供可能な体制等を整えること。

ア 夜間看護

イ 看取りに関する必要な職員研修及び入居者・家族・職員へのケアも含めた看取り介護

ウ 医療機関連携

- (2) 広範な所得階層の区民が利用可能となるよう、運営上支障がないことを前提に、指導指針 11 による利用料等（家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価又は前払金）は可能な限り低額な設定となるよう配慮すること。
- (3) 短期利用特定施設入居者生活介護（ショートステイ）又は地域住民を対象とした特定施設入居者生活介護以外の介護保険サービスを併設し、その実施にあたっては、利用しやすい料金設定となるよう努めること。
- (4) 入居者と地域住民のつながりを確保できる機会又は場の提供を積極的に行うこと。
- (5) 地域の高齢者又は家族を介護している方等を対象とした地域福祉への貢献に関する取り組みを積極的に行うこと。
- (6) 入居者のうち、現に区内に住所を有する者の割合が 60%を超えるよう、入居優先枠の設定、募集上の工夫等を講じること。

（遵守事項）

第 7 条 区長は、都への回答にあたっては、事業計画における遵守事項として次の事項を確認する。

- (1) 確実な事業及び運営を継続するために十分な経営基盤を有し、将来にわたり安定した事業所の運営を担保できる事業計画であること。
- (2) 事業者は、関係法令等を遵守するとともに、質の高いサービス提供のため、区の指導及び要請に協力し、より高い水準の施設の整備・運営に努めること。
- (3) 入居者が、介護を要する者又は日常生活に支援を要する者であることを踏まえ、施設設備については入居者が快適な日常生活を営むのに十分配慮し、指導指針をはじめ関係法令等が求める水準以上のものとなるよう努めること。
- (4) 整備にあたっては、周辺地域との調和を図るとともに、事業者の責任で近隣住民等へ丁寧に説明を行い、住民の理解と協力を得るよう努めること。
- (5) 前項の説明を行ったときは、説明内容及びその結果について、区に書面で報告すること。
- (6) 事業者は、事業所の整備・運営にあたって町会又は自治会その他の地域社会との良好な関係を維持するよう努めること。
- (7) 開設及びその後の運営期間も含め、計画的な職員採用、必要な研修及び教育等を行うこと。
- (8) 身体的拘束等の適正化、虐待防止、事故予防等、高齢者の尊厳及び心身の安全確保に必要な職員への研修及び教育等については特に徹底すること。

- (9) 区民の多様なニーズに対応するため、医療的ケアにも対応できるよう努めること。
- (10) 事業所内における救急搬送等のための上下階の移動に係る円滑な移動手段を確保すること。
- (11) 指導指針、関係法令等により求められている災害対策の徹底のほか、災害時の援助体制の仕組みの構築等、一層の災害対策に努めること。
- (12) 地域防災活動への参加その他の災害に備えた地域との連携体制確保に努めること。
- (13) 事業所からの避難について、建築基準法、消防法等、関係法令等を遵守することに加え、各居室等に面するバルコニーから屋外避難階段への経路を確保するなど、高齢者の心身の状態等に配慮した経路又は方法による二方向避難を確保するよう努めること。
- (14) 避難経路は、車椅子等での通行も想定して、十分な幅を確保し、避難経路上の設置物（バルコニーの空調室外機等をいう。）及び室内外との段差解消に配慮するなど、避難行動に支障がないものとする。
- (15) 建築基準法施行令の一部を改正する施行令（昭和 55 年政令第 273 号）の施行前の耐震基準に基づく建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく耐震改修計画の認定を受け、当該耐震改修を行うこと。
- (16) 事業者は、区との福祉避難所協定締結について検討すること。
- (17) 地域住民への活動の場の提供、地域住民も参加可能な催物の開催等、地域に開かれた施設運営に努めること。
- (18) 事業所における監査の指摘、事故、苦情及び要望等について、法人全体として把握及び再発防止を徹底すること。
- (19) 事業者は、パンフレット、募集広告等の内容を事前に区に報告すること。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 世高福第 119 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日 5 世高福第 984 号）

この要綱は、令和 6 年 1 月 17 日から施行する。